参議院

議事日程

三月三十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

平成二十二年三月三十一日（水曜日）

午後一時開議

第一　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第三　株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

第七　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

三月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

議案付託

三月三十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

国土交通委員会に付託

質問主意書提出

三月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適正な管理・使用に関する質問主意書（神取忍提出）（第五一号）

答弁書受領

三月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員佐藤正久提出北澤防衛大臣の発言の無責任性と閣僚としての責務に関する質問に対する答弁書（第四六号）

報告書提出

三月三十日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）審査報告書

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第一〇号）審査報告書

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第八号）審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）審査報告書

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（閣法第五号）審査報告書

報告書受領

三月三十日内閣から、食料・農業・農村基本法第十五条第八項において準用する同条第六項の規定に基づく食料・農業・農村基本計画の変更の報告を受領した。

辞令

（委員部第三課長）参議院参事　岡部　雅彦

庶務部厚生課長を命ずる

（警務部警務課警務主幹）同　藤井誠一郎

警務部警備第一課長を命ずる

参議院参事　池田　正樹

警務部警備第二課長を命ずる

（委員部第七課長）参議院参事　仁志　正隆

委員部第三課長兼務を命ずる（以上四月一日）

（庶務部副部長）参議院参事　梅原　隆

（警務部警備第一課長）同　丸　君夫

（警務部警備第二課長）同　星川　正明

国会職員法第十五条の二第一項の規定により平成二十二年三月三十一日限り定年退職（各通）（以上三月三十一日）

裁判官弾劾裁判所

裁判長就任

土肥隆一の裁判長退任に伴い、四月一日次の裁判員が裁判長に就任した。

今野　東

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第一号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国立国会図書館長　長尾　真

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「図書館資料」の下に「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの（以下「インターネット資料」という。）を除く。以下同じ。）」を加える。

第二十六条第八号中「受けた図書館資料と同等の内容を有する情報」の下に「及びインターネット資料」を加え、「その他の図書館資料と同等の内容を有する情報」を削り、「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）」を「電磁的方法」に改め、「記録した」の下に「第二十八条第五号に規定する」を加える。

第三十六条に次の四項を加える。

2　文教科学技術課に、科学技術室を置く。

3　科学技術室は、文教科学技術課の所掌事務のうち第二十一条第一項第三号に掲げる事項に係る調査に関する事務をつかさどる。

4　科学技術室に、室長を置く。

5　室長は、命を受けて、科学技術室の事務を掌理する。

第四十条中第二十二号を第二十三号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　典拠データの作成の標準化に関すること。

第五十条第七号中「収集した視覚障害者用図書館資料（関西館に所属するものを除く。）及び」を削る。

第六十八条第四号中「（電子図書館課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第七十一条中第六号を第七号とし、同条第五号中「電子情報」を「インターネット資料」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「館長が定める電子情報」を「法第二十五条の三第一項の規定による記録その他の方法によるインターネット資料」に改め、「契約の締結に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　館長が定める電子情報の書誌又は目録に関する総合的なデータベースの作成及び提供並びに維持及び管理に関すること。

第七十三条第六号中「法第二十二条第一項に規定する」を「おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国立国会図書館規程第一号

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国立国会図書館長　長尾　真

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員定員規程（昭和三十三年国立国会図書館規程第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「八百九十六人」を「八百八十八人」に改める。

附　則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。